

(資格 の 公 示)

北海道教育庁檜山教育局告示第 1 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 5 第 1 項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和 5 年 (2023 年) 2 月 21 日

北海道教育庁檜山教育局長 近 藤 史 郎

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和 4 年度 (2022 年度) において道が締結しようとする (1) に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2) に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、(3) に定めるものとする。

(1) 契約

令和 5 年 (2023 年) 2 月 21 日に一般競争入札の公告を行う檜山管内道立学校自家用電気工作物保安管理業務委託契約

(2) 資格

檜山管内道立学校自家用電気工作物保安管理業務に関する資格 (以下「資格」という。)

(3) 役務等の種類

檜山管内道立学校に設置する自家用電気工作物の保安管理業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者 (未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。) でないこと。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(5) 暴力団関係事業者等でないこと。

(6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税 (個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

イ 本店が所在する都府県の事業税 (道税の納付義務がある場合を除く。)

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと (当該届出の義務がない場合を除く。) 。

ア 健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) 第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法 (昭和 29 年法律第 115 号) 第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法 (昭和 49 年法律第 116 号) 第 7 条の規定による届出

(8) 電気保安管理業務の外部委託に関して、北海道産業保安監督部が承認可能な電気保安法人又は個人事業者であること。

また、電気保安管理業務の外部委託に関して、北海道産業保安監督部が承認可能な電気保安法人または個人事業者によりコンソーシアムを結成した場合は、構成員による協定書を作成し、その写しを資格審査申請書提出時に併せて提出すること。

(9) 主たる連絡場所から 1 の (1) の契約に定める委託対象校 (以下「委託対象校」という。) まで 2 時間以内に到達できる者であること。

(10) 委託対象校の自家用電気工作物の規模及び設置状況に応じた保安管理体制を常に維持することができる者であるこ

と。なお、年次点検及び臨時点検については、複数人体制で行うことができる者であること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和5年(2023年)2月21日から令和5年(2023年)3月2日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道教育庁檜山教育局のホームページ(<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hyk/koukoku04004.htm>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)

又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

7 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁檜山教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 檜山郡江差町字陣屋町336番地の3

(3) 電話番号 0139-52-6529